

## 松浦市地域公共交通計画改訂調査業務 公募型プロポーザル評価基準

## 【採点基準1】業務実績・実施体制等

評価項目	審査項目	配点
業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか（他の地方公共団体等において、地域公共交通計画又は地域公共交通網形成計画の策定について、業務実績を有しているか。	10
実施体制等	業務遂行にあたり、円滑な連絡、調整、打合せや問合せに迅速かつ的確に対応できる体制となっているか。また、地域公共交通に精通し、同種業務に実績のある人材が配置されているか。	10
合計点数		20

## 【採点基準2】企画提案内容・プレゼンテーション

評価項目	審査項目	配点
全般的事項	本市の公共交通に関する課題を理解し、課題解決に向けた具体的で実効性のある提案がなされているか。	10
地域特性の把握	松浦市の地域特性について、正確に把握しているか。	10
調査	調査内容が具体的に示されているか。	10
課題の整理	調査結果を分析し、課題を整理して計画にどのように反映させていくか示されているか。	10
独自性	仕様書等に定めるものに加え、松浦市にとって有益な独自の提案があるか。	10
スケジュール	業務の実施スケジュールが具体的かつ的確に示されているか。	10
プレゼンテーション	プレゼンテーションが解りやすく、説得力があるか。また、本業務に対する取組意欲が高く、熱意を感じられるか。	10
価格評価	見積価格は提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか。	10
合計点数		80

## ☆評価の方法について

- ①各審査委員は上記の評価項目に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ②各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が同点の場合は見積金額が低い者を受託候補者とする。
- ③各審査委員の合計点の平均が60点（最低基準点）に満たない提案者は選外とする。
- ④採点基準は以下のA～Eの5段階とする。  
【A:十分満足できる(10点)、B:満足できる(7点)、C:普通(5点)、D:普通よりやや劣る(3点)、E:満足できない(1点)】
- ⑤提案者が1社のみの場合で、各審査員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として選定する。